

三田市附属機関設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	市の一般廃棄物処理基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで		三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	市の一般廃棄物処理基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで
	省略					三田市新ごみ処理施設整備基本計画策定委員会	市の新ごみ処理施設整備基本計画の策定に関する事項についての調査審議	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで
省略					省略				
以下省略					以下省略				